

5類移行後の新型コロナウイルス感染症対応

	現状	移行後
医療体制	限られた医療機関で受診	幅広い医療機関で受診
医療費	初診料などを除き公費負担	保険診療の自己負担あり
宿泊療養、健康観察	県が実施	終了
受診・相談コールセンター	県が実施	県が一定の期間継続
緊急事態宣言など	緊急事態宣言、警戒レベル、要請など	終了
ワクチン接種(自己負担なし)	県・市による接種体制	市による接種体制
アクリル板の設置などの感染防止対策	市が公共施設に設置	終了

新型コロナウイルス感染症は、これまで2類感染症相当として、入院措置や外出自粛など強力な感染防止対策が取られてきましたが、5月8日(月)から季節性インフルエンザなどと同じ5類感染症に位置付けられます。移行に伴い医療体制や医療費などの対応が左表のとおり変わります。\*

※医療機関や高齢者福祉施設

27)6275)

新型コロナウイルス感染症 5類移行に伴い医療体制などが変わります

常時雇用する人数

業種	雇用人数
卸売業、小売業、サービス業	5人
製造業、建設業、運輸業、宿泊業、娯楽業、その他	20人

市内で事業を営む人の業務改善や生産性向上による経営強化を支援し、地域経済の活性化を図るため、小規模事業者の取り組みに対して必要な経費の一部を補助します。

問い合わせ 商工労働課(27)2754)

小規模事業者サポート補助金を交付します

対象 次の条件を全て満たす事業者

- 市内に事業所がある
- 常時雇用する人数が左表の人数以下
- 令和6年1月31日(水)までに事業を完了できる
- 市税の滞納がない
- 個人事業者の場合は、申請時に市内に住居登録があり、主な事業を市内で営んでいる。法人の場合は、申請時に市内に本社または主な事業所が登記されていて、主な事業を市内で営んでいる。
- 必要資格や許可を既に取得している
- 主な事業の収入が、所得税法に定める事業所得として計上されている
- 伊勢崎市暴力団排除条例第2条第3号および第4号の規定に該当しない
- みなし大企業でない
- 対象経費 事業所改装経費、設備導入経費、販路拡大経費、業務効率化経費、事業承継経費、事業継続経費
- ※交付決定前に着手した経費は対象外です。経費の最低金額や工事を市内業者へ発注する

申請期間 6月1日(木)から7月14日(金)まで

※予算の状況によっては追加募集を行うことがあります

対象とならない事業の例

- 中小企業活性化資金の対象とならない業種の事業
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条5項に該当する事業
- フランチャイズ契約などに基づく事業
- 子会社などが行う事業



伊勢崎市 地域経済活性化!

# 電子地域通貨 加盟店募集!

本市では、地域経済の活性化やキャッシュレス決済の普及などを目的に、8月1日(火)から電子地域通貨事業を実施する予定です。事業実施に伴い加盟店を募集します。加盟を希望する場合は申請をしてください。

※事業開始日は変更する場合があります

問い合わせ  
商工労働課(27-2754)  
電子地域通貨事務局加盟店用コールセンター(27-386-4203)

加盟店の募集

5月26日(金)までに加盟した店舗は、本紙6月16日号と一緒に配布する予定のチラシに掲載します。6月30日(金)までに申請した店舗は、地域通貨専用カードの販売時に配布する予定のチラシに掲載します。詳しくは市ホームページを確認してください。

申請期間 5月1日(月)受け付け開始

※申請期限はありません

対象 次の全てに該当する事業者

- 市内に店舗または事業所などがある
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号および第5号に定める営業または同条第5項に規定する事業者でない
- 特定の宗教または政治団体と関わる営業や公序良俗に反する内容の営業を行っていない
- 伊勢崎市暴力団排除条例第2条第3号および第4号の規定に該当していない

申請方法 市ホームページから伊勢崎市電子地域通貨事務局の登録用ウェブサイトアクセスし、申請してください

※複数の店舗を登録する事業者は、店舗ごとの申請が必要となります

市ホームページはこちら

加盟店向けの説明会を開催します

期日

- 第1回=5月9日(火)
- 第2回=5月11日(木)

時間 午後3時開始(1時間程度)

会場 市役所東館5階第4会議室

※説明会は全5回です。3回目以降の開催日などの詳細は、市ホームページを確認してください

決済用端末がない加盟店に購入費の一部を助成します!

スマホなどの決済用端末を所有しておらず、5月1日(月)以降に端末を購入した加盟店に、本体購入費の一部を助成します。詳しくは市ホームページを確認してください。

※予算に達し次第終了します

対象 次の全てに該当する事業者

- 伊勢崎市電子地域通貨加盟店として登録された店舗を有する加盟事業者である
- スマホなどの決済用端末を所有していない
- 対象端末購入後速やかに加盟店アプリを対象端末にインストールし、専用カードを含む決済に対応できる
- 市税の滞納がない

助成金額 1台につき上限2万円

※2カ所以上の店舗を登録している場合は、店舗ごとに申請できます

※ポイントなどによる値引きがある場合は、値引き後の金額が対象です

申請方法 申請書と必要書類を郵送で伊勢崎市電子地域通貨事務局へ

※申請方法などの詳細は市ホームページを確認してください

※申請書は商工労働課にあります。市ホームページからダウンロードもできます

宛先 〒370-0831 高崎市あら町3-6 ラポールTakasaki 1階 伊勢崎市電子地域通貨事務局

